

不良不適格業者の入札参加の制限について

平成26年3月3日

函館市では、建設工事、測量業務ならびに建設工事に係る調査および設計業務等（以下「建設工事等」という。）において、**不良不適格業者の排除と事業者の技術力向上**を図るため、函館市が定める要領に基づく評定結果を活用し、成績不良業者の入札を制限します。

※ 平成22年7月1日から建設工事に限って適用していた「建設工事における工事施行成績不良業者の入札制限」については廃止し、不良不適格業者の入札参加制限を強化するとともに、工事関係委託業務についても導入します。

1 判定の根拠となる要領

- (1) 函館市請負工事施行成績評定要領
- (2) 函館市小規模請負工事施行成績評定要領
- (3) 函館市企業局請負工事施行成績評定要領
- (4) 函館市企業局小規模請負工事施行成績評定要領
- (5) 函館市工事関係委託業務施行成績評定要領
- (6) 函館市企業局工事関係委託業務施行成績評定要領

2 入札参加制限の基準

- (1) 入札参加制限の基準となる点数は、上記各要領で規定されている成績評定の基準点である65点とします。
- (2) 受渡しが完了した建設工事等について、函館市における各成績評定要領に基づき通知を受けた施行成績の評定結果の評定点により、入札参加の可否を判定します。
- (3) 上記の評定点が65点未満の場合は、通知した日から起算して6ヶ月間、入札に参加できません。
- (4) 上記の評定点が65点以上の通知を受けた者が、後日、65点未満の修正評定点の通知を受けた場合は、修正評定の通知をした日から起算して6ヶ月間、入札に参加できません。

3 対象となる建設工事等

- (1) 予定価格130万円を超える請負工事
- (2) 予定価格50万円を超える測量，設計，地質調査およびその他工事に係る委託業務

4 対象とする入札

(1) 一般競争入札

ア 入札公告において，各施行成績の評定結果の評定点を参加資格とし，入札参加を制限します。

イ 入札参加資格認定後に該当することとなった場合は，当該入札参加資格を取り消すものとします。

(2) 指名競争入札

ア 前号アに準じ，指名を制限します。

イ 現に指名している場合は，当該入札の指名を取り消すものとします。

5 入札の無効

評定結果が条件を満たしていない場合の入札は，入札参加資格がない者がした入札として，無効となります。

6 適用時期

平成26年4月1日以降に入札公告および業者指名する建設工事等から適用します。